

明日へのネットワーク

2026年（令和8年）新年号（104号）



A S N E T
Communications



新年あけましておめでとうございます。
本年もよろしくお願いいたします。

昨今の社会情勢の変化により、我々司法書士業界においても様々な規定の改定がありました。『所有者不明土地の問題』、『高齢化社会の進展』、『押印規定の見直し』、『グローバル社会への対応』、『個人情報保護』等の課題に対して、不動産登記や商業登記に関するここ5年間の主な改定をご紹介します。我々司法書士法人アスネットは、このような改定に柔軟に対応する体制を整えています。

□商業登記【令和3年2月改正】

- ①印鑑の提出の任意化
- ②印鑑届書の提出及び商業登記電子証明書の請求のオンライン化

□不動産登記【令和3年4月改正】

- ①不動産の価格が100万円以下の土地に係る登録免許税の免税措置の改正
※大いに活用されていて、相続登記費用の軽減に役立っています。

□商業登記【令和4年1月改正】

- ①実質的支配者リスト制度の創設



□不動産登記【令和5年4月改正】

- ①相続土地国庫帰属制度開始 ※正直なところ、あまり活用されていません。

□不動産登記【令和6年4月改正】

- ①相続登記の申請の義務化
- ②相続人申告登記制度の創設
- ③法人識別事項の登記事項化
- ④海外居住者の国内連絡先の登記事項化
- ⑤ローマ字氏名併記
- ⑥旧氏の併記

皆様にご協力をお願いしています！

□商業登記【令和6年10月改正】

①代表取締役等住所非表示措置開始



□不動産登記【令和7年4月改正】

①検索用情報の申出制度開始 ※メールアドレスの提供をお願いしています。

さらには、令和8年4月1日から、次のとおり住所等変更登記の義務化がスタートします。

不動産の所有者（所有権の登記名義人）は、氏名若しくは名称又は住所（以下「住所等」といいます。）について変更があったときは、その変更日から2年以内に変更の登記の申請をすることが義務付けられます。

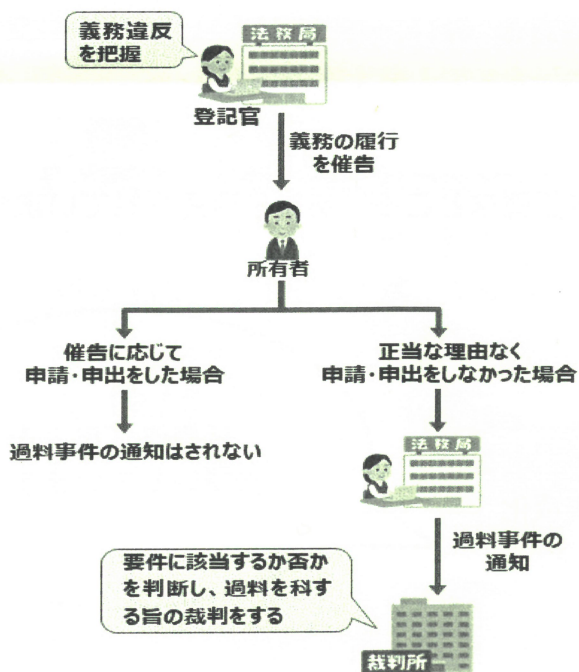
また、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、5万円以下の過料の適用対象となります。

この住所等変更登記の義務化の施行日は令和8年4月1日ですが、施行日より前に住所等を変更した場合であっても、変更登記をしていない場合には義務化の対象となり、令和10年3月31日までに変更登記をしていただく必要があります。

正当な理由がないのに住所等変更登記の義務を怠ったときは、5万円以下の過料の適用対象となります。

ただし、登記官が義務違反の事実を把握しても、直ちに裁判所への過料通知を行うわけではなく、義務に違反した者に対し、相当の期間を定めて義務の履行を催告したにもかかわらず、正当な理由なく、その期間内に申請・申出がされないときに限られます。

過料通知のイメージ



法務局からの催告
があった場合には、
住所変更登記等の
申請や申出をする
ようにしましょう！

代表社員変更のお知らせ

現代表：寺町敏美の代表社員退任、会長就任の挨拶

平成29年1月4日に設立し、今日まで代表を務めてきましたが、本年より代表を山田桂に譲り、会長に就任したことをご報告申し上げます。

まずは、今までの皆様の熱いご支援に感謝しております。
いろいろと変化の激しい時代、舵取りも厳しさを増しています。進取の意気込みを前面に出し、今後も皆様のご期待に副えるよう益々励んでもらいたいと思います。

とはいえ、私自身、この先も今まで通り、事務所に顔を出し、司法書士業務も従来通り続けていきますので、これまでと同様よろしくお願いいたします。

皆様に対しては、一度、お目にかかりご挨拶をしたいところですが、それも叶いませので、まずは、書面にてご挨拶いたします。

新代表：山田桂の代表社員就任の挨拶

私は、平成20年に法人化前のアスネット事務所に入所しました。平成29年の法人化を経て、入所後18年でこの度、司法書士法人アスネットの代表を務めることとなりました。これまでアスネットで培った経験を基に引き続き邁進してまいります。アスネットの大きな強みは人です。長く勤めているスタッフと共に、これまで築き上げてきたネットワークを活かして、これからの変化の激しい時代に対応していきたいと考えています。

『法令を順守し、社会的責任を果たす。依頼者の立場に立ち信頼を得る。』このアスネットの理念をより一層浸透させて、これからも皆様のご期待に沿えるよう専心努力して参りますので、今後ともご指導ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

《鈴木理日と申します。宜しくお願い致します。》

今年9月に入社いたしました。鈴木理日（すずき あやか）と申します。

剣道を7年・ダンスを8年間習っており、茶道や華道・水泳など幼少期から様々なことを経験しておりました。

高校時代の趣味は裁判傍聴で、そこから法律の世界に憧れを抱き、大学では法学部に入学し勉学に励んでおりました。

大学卒業後は色々なことも重なり夢を諦め神社で巫女として約2年半働いておりましたが、法律の道を諦めきれずご縁もあり司法書士法人アスネットに入社させていただきました。

大学で法学部を勉強していたとはいえやはり難しく、毎日四苦八苦しておりますが、事務所の先輩方が優しく丁寧に教えてくださってとても感謝しています。

一日でも早く、皆様のご希望に添える仕事ができるよう、日々頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

『無料相談会』開催のお知らせ

当法人にて休日無料相談会を下記のとおり開催します。

事前予約制のため、希望される方は、当方へ電話又はメールにてご予約ください。
また、お知り合いの方で相談会参加ご希望の方がおられましたら、お気軽にご連絡下さい。

開催日： 令和8年1月24日（土曜日）

場 所： 司法書士法人アスネット 事務所

時 間： 各回最大50分

- ① 午前10時～ ② 午前11時～ ③ 午後1時～
④ 午後2時～ ⑤ 午後3時～ ⑥ 午後4時～



◇司法書士

相続に関する法律問題、遺言、成年後見、不動産登記全般 など

NPO 法人不動産の承継を成功させる会セミナーの紹介

所有者不明土地問題を契機に NPO 法人不動産の承継を成功させる会を令和2年1月に発足させました。所有者不明土地問題だけでなく不明相続人問題、空き家対策、共有土地などの諸問題につき専門家を交え、組織として解決法を提示します。年4回セミナーを開催し、トピックスな話題を分かりやすく解説しています。参加方法は、NPO 法人ホームページ <https://www.f-shokei.or.jp> をご覧ください。お待ちしております。



☆ NPO法人不動産の承継を成功させる会 不動産承継セミナー開催 ☆

次回予定は 2月14日(土)14:00～16:40 名古屋国際センター4F 第3研修室にて。

詳細については司法書士法人アスネットまでお問い合わせください。

『講演1 過去の不動産取引事例紹介（講師：前田康秀）』

『講演2 不動産の活用について 2（講師：犬飼知克）』

発行者 〒464-0821 名古屋市千種区末盛通五丁目13番地 本山駅すぐ上

明日へのネットワーク



司法書士法人アスネット

司法書士 山 田 桂（代表特定社員）

司法書士 寺 町 敏 美（代表特定社員）

TEL 052-762-5064 FAX 052-762-5079

E-mail tsm-tera@gol.com

ホームページ <http://www.asnet-gr.com>